協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(1)	国民健康保険運営協議会	【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【任期】 2年　次回　H15.9.30 【委員定数】 被保険者を代表する委員　3人 医療機関を代表する委員　3人 公益を代表する委員　3人(議員) 【開催回数】 年2回	【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【任期】 2年　次回　H15.4.30 【委員定数】 被保険者を代表する委員　2人 医療機関を代表する委員　2人 公益を代表する委員　2人（議員） 【開催回数】 年3～4回	【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【任期】 2年　次回　H16.11.30 【委員定数】 被保険者を代表する委員　3人 医療機関を代表する委員　3人 公益を代表する委員　3人（学識経験者） 【開催回数】 年2回	【目的】 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 【任期】 2年　次回　H15.4.30 【委員定数】 被保険者を代表する委員　3人 医療機関を代表する委員　3人 公益を代表する委員　3人（学識経験者） 【開催回数】 年2回
(2)	賦課方式	【賦課方式】 国民健康保険税 【概要】 国民健康保険の被保険者に医療分（所得割・資産割・均等割・平等割）及び40歳から64歳の被保険者には介護分（所得割・均等割）を基本的には世帯主に賦課をする。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(3)	保険税率	【税率】 基礎控除額　330,000円 基礎課税分 ・所得割　5.70% ・資産割　32.00% ・均等割　21,600円 ・平等割　21,600円 介護納付分 ・所得割　0.73% ・均等割　8,400円	【税率】 基礎控除額　330,000円 基礎課税分 ・所得割　6.00% ・資産割　30.00% ・均等割　23,400円 ・平等割　21,600円 介護納付分 ・所得割　0.90% ・均等割　10,200円	【税率】 基礎控除額　330,000円 基礎課税分 ・所得割　4.90% ・資産割　30.00% ・均等割　16,800円 ・平等割　21,800円 介護納付分 ・所得割　0.79% ・均等割　10,800円	【税率】 基礎控除額　330,000円 基礎課税分 ・所得割　4.90% ・資産割　31.00% ・均等割　20,400円 ・平等割　21,300円 介護納付分 ・所得割　0.79% ・均等割 10,800円
(4)	賦課限度額	【課税限度額】 基礎課税額　530,000円 介護納付金課税額　80,000円	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5)	高額療養費貸付事業	【内容】 医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 【貸付金額】 高額療養費のうち保険給付対象10割以内の額 【申し込みの方法】 借入申請書に請求書及び被保険者証又は組合員証を添付して申し込み 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に精算 【基金】 2,000,000円 【予算】 修善寺町社会福祉協議会にて実施	【内容】 医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 【貸付金額】 高額療養費相当額の80%以内 【申し込みの方法】 貸付申請書に請求書又は領収書を添付して申し込む 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に精算 【基金】 2,000,000円	【内容】 医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 【貸付金額】 高額療養費支給見込額以内で町長が定める額 【申し込みの方法】 貸付申請書に請求書又は領収書を添付して申し込み 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に精算 【基金】 5,000,000円	【内容】 医療費の支払いが困難である国民健康保険の被保険者に対し資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。 【貸付金額】 高額療養費相当額の80%以内 【申し込みの方法】 貸付申請書に請求書又は領収書を添付して申し込み 【貸付金の償還】 高額療養費の支給時に精算 【基金】 3,000,000円
(6)	出産育児一時金・葬祭費	【概念】 絶対的必要給付として支給。 【内容】 出産育児一時金　1件300,000円 葬祭費　1件 50,000円 【予算】 国からの出産育児一時金に対する補助金は、一般財源化されており、支給基準額の2/3を一般会計から国保特別会計へ繰入することとしている。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(7)	保健事業（人間ドック事業）	【対象者】 ・20歳以上70歳未満 ・国民健康保険加入期間が1年以上の者 ・納期限の到来している国民健康保険税を完納していること ・当該年度における未受診者に限るものとすること 【自己負担金】 受診した経費の３割 【内容】 人間ドック	【対象者】 国民健康保険加入者で、4月1日現在、35歳から69歳まで（老人保健適用者を除く） 【自己負担額】 人間ドック　10,000円 脳ドック　　17,000円 【内容】 人間ドック 脳ドック	【対象者】 ・国民健康保険加入者で、申請日から遡り引き続き1年以上加入していること ・4月1日現在、満30歳以上75歳未満（老人医療受給者は除く）であること ・納期限の到来している国民健康保険税を完納していること ・当該年度における未受診者に限るものとすること 【自己負担額】 受診した経費の３割 【内容】 人間ドック 脳ドック	【対象者】 国民健康保険加入者で、4月1日現在、30歳から55歳まで 【自己負担金】 人間ドック　10,000円 脳ドック　　17,000円 【内容】 人間ドック 脳ドック
(7)	保健事業（医療費通知）	【医療費通知】 年６回	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(7)	保健事業（訪問事業）	該当なし	該当なし	訪問健康相談事業 【対象者】 国保被保険者で寝たきりになるリスクの高い疾病患者 【内容】 訪問活動をすることにより対象者の現在の生活状況（楽しみや生きがいがあるかなどの生活の質・衣食住がどうかなど）を把握する。老人受給対象になるまで適正な通院・服薬管理ができるように指導することで医療費の削減を図る。	適正受診訪問指導 【対象者】 国保被保険者 【内容】 ・多受診・重複受診の把握 ・健康状況調査 ・健康教育及び啓発活動 ・健康づくり事業の推進 ・医療費の動向の把握・分析
(7)	保健事業（健康教室）	該当なし	該当なし	新規老人健康教室 【目的】 高齢化社会の中で、寝たきりや痴呆などの要介護状態にならないで、健康で生きがいをもって自立した生活を送れるよう「健康寿命の延伸」を図る。 【対象者】 国保被保険者で ①4月～9月中に70歳になる人…対象月 ②10月…10,11,12月で70歳になる人 ③1月…1,2,3月で70歳になる人 【内容】 ①受給者証の発行と使い方 ②国保,老人医療費の現状の説明 ③血圧測定 ④健康に対するアンケート ⑤日常生活で注意すること ⑥寝たきり・転倒予防ｽﾄﾚｯﾁ体操	該当なし

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(7)	保健事業（高齢者健康指導事業）	該当なし	【内容】 65歳以上の住民を対象にコンピューター健康診査を実施し、老年者の生活習慣を把握し、生活習慣と現在の病気とのつながりを分析し、今後の健康指導に役立てる。保健センターを中心に事業展開し、住民健診データを取込み分析する予定である。 【事業期間】 5年（H13～H17） 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	該当なし	該当なし

協議項目	国民健康保険事業の取扱い	協議細目	

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(8)	健康優良家庭表彰事業	【内容】 前年度1年間医療を受けなかった無受診世帯に対し記念品を贈呈 【記念品】 1人世帯　　3,000円 2人世帯　　5,000円 3人世帯以上　7,000円 【表彰方法】 毎年11月頃記念品を業者が配布 【給付の要件】 1.当該期間国民健康保険の被保険者であった世帯であること。 2.当該期間当該世帯に属する被保険者全員が、療養の給付､療養費を受けていない世帯であること。 3.当該期間内にその年度の保険料を完納している世帯であること。 4.被表彰時に国民健康保険の加入世帯であること。	【内容】 次の世帯に対し、表彰状並びに記念品を贈呈 1.被保険者が1人世帯で、過去3年間医療給付を受けなかった世帯 2.被保険者が2～3人世帯で、過去2年間医療給付を受けなかった世帯 3.被保険者が4人以上の世帯で、過去1年間医療給付を受けなかった世帯 4.過去5年間医療給付を受けなかった被保険者 【対象者の選考】 毎年8月下旬ころ開催の国保運営協議会にて選考する。 【記念品の単価】 10,000円程度 【表彰方法】 毎年11月下旬頃開催のとい活き生きフェスティバルの式典 【給付の要件】 1.当該期間国民健康保険の被保険者であった世帯であること。 2.当該期間当該世帯に属する被保険者全員が、療養の給付､療養費を受けていない世帯であること。 3.当該期間内にその年度の保険料を完納している世帯であること。 4.被表彰時に国民健康保険の加入世帯であること。	【内容】 過去1年間以上医療を受けなかった優良世帯に対し、表彰状並びに記念品を贈呈する。 ※制度はあるが、実施していない 【給付の要件】 1.1年以上健康で医療給付を受けず、かつ国民健康保険税の納入成績が良好である世帯。 2.国民健康保険の被保険者で健康な優良乳幼児。 3.国民健康保険税の納入に特に協力し成績顕著な団体。 4.国民健康保険事業に関し功績特に顕著なもの。	【内容】 前年度1年間医療を受けなかった無受診世帯に対し記念品を贈呈 【記念品】 健康にちなむ物で、15,000円程度 【表彰方法】 毎年6月上旬開催の健康福祉大会の式典 【給付の要件】 1.一年間健康で無受診で、保険料完納世帯。